

## 第2章 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、地域住民等の意見を聴きながら環境の保全や創造について適切な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度である。

国においては、それまでの環境影響評価実施要綱（昭和59年8月閣議決定）に代えて環境影響評価法（平成9年法律第81号）を平成11年6月から、兵庫県においては開発整備事業等に係る環境影響評価の手續に関する要綱（昭和54年兵庫県告示第478号の3）に代えて環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下「県環境影響評価条例」という。）を平成10年1月からそれぞれ施行している。

本市においては、尼崎市環境影響評価指導要綱（昭和54年尼崎市告示第254号。以下「指導要綱」という。）により、道路の建設、市街地開発事業等の開発事業について環境影響評価が行われ、本市の良好な環境を保全するうえで重要な役割を果たしてきたところであるが、さらに、地球温暖化等の地球環境問題や自然との共生が確保された健康かつ快適な生活環境づくりなどの今日的な課題に対応できるよう、尼崎市環境審議会並びに尼崎市環境影響評価審議会に諮問し、新たに尼崎市環境影響評価等に関する条例（平成17年尼崎市条例第9号。以下、「市環境影響評価条例」という。）を平成17年3月に制定し、同年10月1日から施行している。

### 第1節 市環境影響評価条例の概要

#### 1 手続きの特徴

事前環境配慮並びに環境影響評価及び事後調査に関する一連の手續を通じて、環境影響をできる限り回避・低減することを基本に、代償措置や新たな環境の創造という側面にも視点を広げ、環境への配慮を適切に行うことができる制度としている。

##### (1) 事前環境配慮

事業の計画段階等において、環境影響の低減や良好な環境の創造などについて検討することにより、事前の環境配慮が適切に行われる仕組みとしている。

##### (2) 住民関与の機会等

分かりやすい書面の作成や縦覧期間の延長など住民参加の機会等の拡充を図った。

##### (3) 実施計画書の審査

実施計画書について、評価結果の検証などの事後確認を義務付けた。

##### (4) 法及び県条例の対象事業への適用

環境影響評価法及び県環境影響評価条例の対象事業について、市環境影響評価条例を補完的に適用する。

## 2 対象事業

市環境影響評価条例の対象となる事業は、表 - 173に示す12種類の事業である。

表 - 173 市環境影響評価条例の対象事業の概要

事業の区分		要件	
道路の建設	高速自動車国道	すべて (車線の増設: 同上)	
	自動車専用道路		
	その他の道路	4車線・長さ1km以上 (車線の増設: 同上)	
軌道の建設又は改修	新幹線鉄道	すべて (線路の増設・移設: 同上)	
	普通鉄道等	すべて (線路の増設: 同上 線路の移設: 長さ1km以上)	
	軌道		
廃棄物処理施設の建設	一般廃棄物	最終処分場	面積1ha以上 (増設: 同上)
		ごみ処理施設	処理能力4t / 時以上 (増設・更新: 同上)
	産業廃棄物	最終処分場	面積1ha以上 (増設: 同上)
		焼却施設	処理能力4t / 時以上 (増設・更新: 同上)
		その他の中間処理施設	敷地面積2ha以上 (増設: 同上)
	下末の水処理施設	終末処理場	最大処理水量10,000m <sup>3</sup> / 日以上 (増設: 同上)
下水汚泥焼却施設		処理能力4t / 時以上 (増設・更新: 同上)	
市街地開発事業	土地区画整理事業	区域面積10ha以上	
公有水面の埋立て		埋立て面積10ha以上	
工場又は事業場の建設		使用原燃料5k / 時以上 (増設: 同上) 排出水量10,000m <sup>3</sup> / 日以上 <冷却排水等は300,000m <sup>3</sup> / 日以上> (増設: 同上)	
発電所の建設	火力発電所	出力20,000kW以上 (増設: 同上)	
工業団地の建設		敷地面積10ha以上 使用原燃料5k / 時以上 排出水量10,000m <sup>3</sup> / 日以上 <冷却排水等は300,000m <sup>3</sup> / 日以上>	
建築物の建築		建築物の高さ60m以上かつ延べ面積50,000m <sup>2</sup> 以上	
レクリエーション施設の建設		敷地面積5ha以上 (増設: 同上)	
複合開発整備事業 (廃棄物処理施設、工業団地、レクリエーション施設のうち、2以上の事業を併せて実施する場合)		敷地面積10ha以上 (増設: 同上)	

備考 1 対象となる事業についての詳細は、尾崎市環境影響評価に関する条例施行規則第1条をご覧ください。

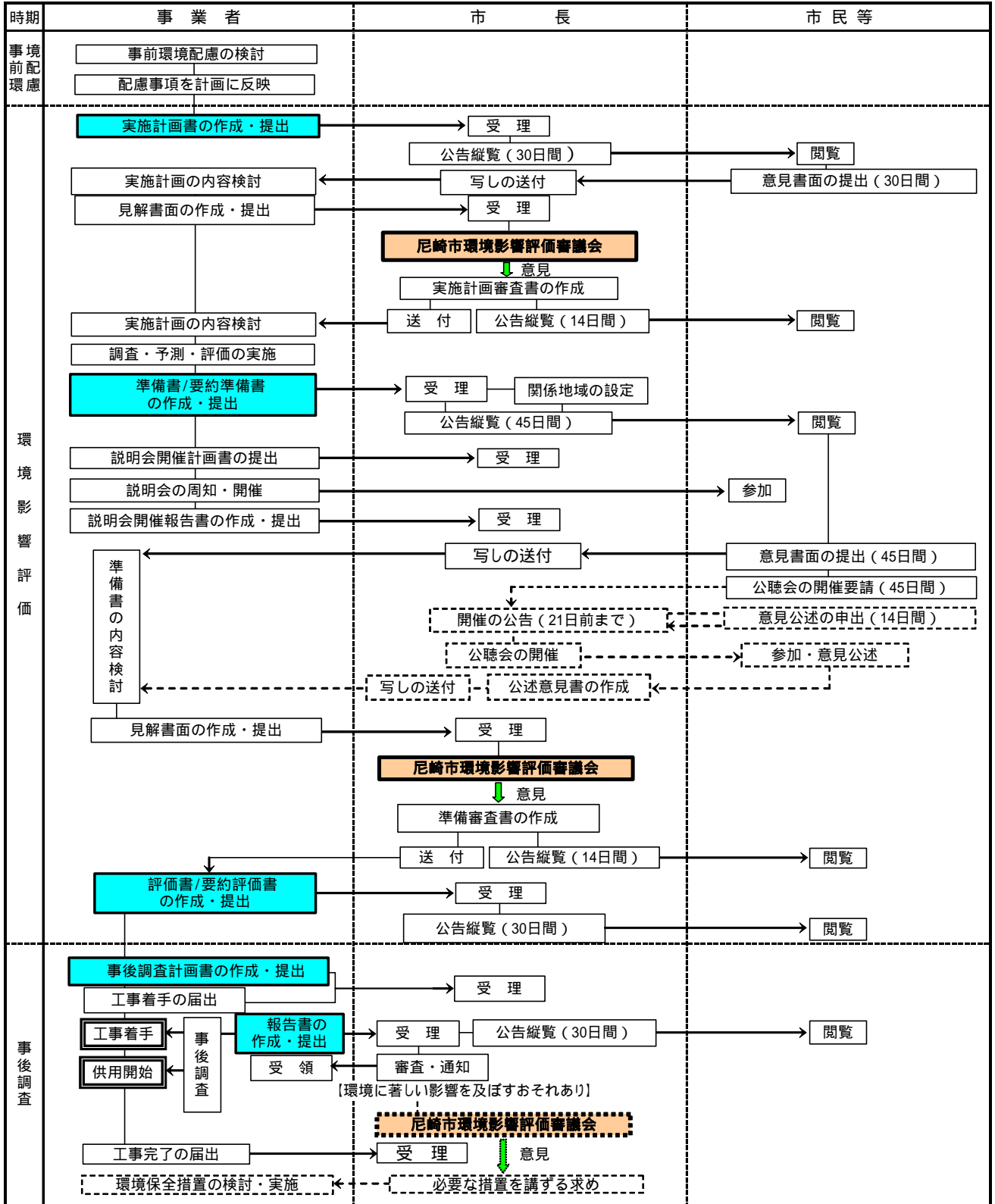
2 「工場又は事業場の建設」及び「工業団地の建設」において、「使用原燃料」とは発熱量39.1kcal/gに相当する量を重油1リットルに換算して算出した量とする。

3 「発電所の建設」において、「出力」とは発電端投入熱量9,000kcal/gあたりの発電電力量を1ヶ月1時間(発電効率39.98%)に換算した場合の出力とする。

### 3 手続きの流れ

市環境影響評価条例に定めている事前環境配慮、環境影響評価及び事後調査に係る主な手続は、概ね図 - 69のとおりである。

図 - 69 条例による手続の流れ



備考 ..... の手続きは、一定の要件が成立した場合などに実施

#### 4 事前環境配慮指針

配慮指針は、市環境影響評価条例の規定に基づき、同条例の対象事業及びこれに関連する事業に係る環境の保全について事前の配慮が適正になされるよう必要な事項を定めたものである。

事業者が環境影響評価の手続きに先立ち、事業の構想、立案の過程など事業計画を柔軟に検討できる段階において、環境の保全についての事前の配慮が適正になされるよう、基本的配慮、生活環境の保全、自然環境の保全と創造、地球環境の保全、都市環境等の保全と創造など延べ40項目の配慮すべき事項を示したものである。

#### 5 環境影響評価技術指針

技術指針は、市環境影響評価条例の規定に基づき、事業者による環境影響評価及び事後調査が、科学的知見に基づき適切に行われるよう、環境影響評価の項目、調査、予測、評価の手法、並びに事後調査の実施及び調査結果の検討などについて、必要な技術的事項を定めたものである。

##### (1) 環境影響評価の項目

事業者は、事業内容や事業計画地の周辺環境の状況などを考慮し、環境影響評価を行う項目を次の中から選定するものとする。

(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 低周波音 (5) 悪臭 (6) 水質  
(7) 底質 (8) 地下水質 (9) 地形・地質 (10) 地盤変状 (11) 土壌汚染  
(12) 廃棄物 (13) 植物 (14) 動物 (15) 生態系 (16) 資源循環  
(17) 地球温暖化 (18) 人と自然とのふれあい活動の場 (19) 電波障害  
(20) 日照 (21) 風害 (22) ヒートアイランド現象 (23) 景観  
(24) 文化財 (25) 都市施設 (26) 安全性 (27) その他

##### (2) 評価手法

環境負荷をできる限り回避、低減し、また、良好な環境の創造についていかに配慮したかを評価（ベスト追求型評価）する。

##### (3) 環境の保全のための措置の検討

事業者の実行可能な範囲内で、環境の保全のための措置を検討するものであり、環境保全措置に加え、良好な環境の創造（環境創造措置）についても対象としている。

環境保全措置：環境負荷影響について回避・低減の措置を行うもので、必要に応じ、代償措置を講じるもの。

環境創造措置：環境負荷影響がないものについても、良好な環境の創造について検討し、事業が地域社会等の良好な環境づくりに寄与すものとなるための措置を講じるもの。

##### (4) 事後調査

事後調査は環境影響評価の予測手法の妥当性及び予測及び評価の結果を検証し、評価書に記載している予測内容、環境の保全のための措置の履行状況を確認する。

## **第2節 本市の環境影響評価制度の適用状況等**

これまでに指導要綱が適用された開発事業は14件（表 - 174 1～14）で、その種類は道路の建設、鉄道の建設、市街地再開発事業、住宅団地の建設等である。

尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用状況は、兵庫東流域下水汚泥処理事業（2号炉更新に伴う5号炉更新）の1件（表-174 15）であった。当該事業について、尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づく実施計画書の提出が平成20年11月にあり、環境影響評価審議会へ諮問し、答申を受け、平成21年6月に実施計画審査書を作成した。

表 - 174 本市の環境影響評価制度の適用状況

開発事業の名称 区分		1	2	3	4	5
		(仮称) 北園田第二 土地区画整 理事業	(仮称) 出屋敷地区 市街地再開 発事業	(仮称) 潮江地区市 街地再開発 事業	阪急オアシ ス武庫之荘 店の建設	片福連絡線 建設事業
規模		34ha (施行区域)	1.8ha (施行区域)	8.8ha (施行区域)	2,000㎡ (店舗面積)	1.2km (市内延長)
環境影響評価実施者		尼崎市	尼崎市	尼崎市	福田皖行、(株) 阪急オアシス	関西高速鉄道 (株)
事業概要		市街地開発 事業	市街地開発 事業	市街地開発 事業	大規模小売 店舗の建設	鉄道の建設
環境影響評価項目		交通 大気質 騒音 振動 悪臭 廃棄物 景観 植物 動物 文化財 都市施設 安全性 計12項目	交通 大気質 騒音 振動 廃棄物 日影 電波障害 風害 景観 都市施設 安全性 計11項目	交通 大気質 騒音 振動 悪臭 廃棄物 景観 電波障害 風害 植物 文化財 都市施設 安全性 計13項目	交通 水質 騒音 廃棄物 景観 植物 都市施設 安全性 計 8項目	水質 騒音 振動 廃棄物 景観 日影 安全性 計 7項目
実施計画書	公告日	昭和55. 9. 5	57. 6. 17	58. 5. 20	60. 7. 5	63. 9. 1
	縦覧者数(人)	105	75	100	33	45
	意見書数[人数]	4通 [4]	3通 [3]	3通 [110]	4通 [4]	1通 [1]
準備書	公告日	57.10. 5	57. 9. 6	58.11. 5	60.10. 7	63.11. 5
	縦覧者数(人)	69	29	26	30	28
	意見書[人数]	10通 [ 22]	7通 [ 22]	2通 [447]	4通 [ 39]	なし
説明会	開催日	57.10.21	57. 9. 22	58.11.13	60.10.18	63.11.22
		57.10.23	57. 9. 25	58.11.16		63.11.29
	出席者数(人)	159	66	65	38	112
公聴会	開催要請	なし	なし	なし	なし	なし
	開催日	-	-	-	-	-
	傍聴者数	-	-	-	-	-
	公述意見者数	-	-	-	-	-
審査書	公告日	58. 1. 19	58. 1. 19	59. 3. 17	61. 2. 7	1. 3. 6
	縦覧者数(人)	8	2	10	6	9
評価書	送付・公告日	58. 2. 21	58. 2. 21	59. 5. 4	61. 2. 25	1. 3. 22
	縦覧者数(人)	29	5	18	5	4

表 - 174の続き 本市の環境影響評価制度の適用状況

開発事業の名称 区分		6	7	8	9	10
		立花南第2地区市街地再開発事業(仮称)	(仮称)和光デンキ尼崎猪名寺店の建設	(仮称)大丸ピーコック武庫之荘店の建設	(仮称)尼崎臨海西部土地区画整理事業等	(仮称)ライフコーポレーション大西店建設事業
規模		2.2ha(施行区域)	1,761㎡(店舗面積)	2,250㎡(店舗面積)	80ha(施行区域) 1.7km(道路延長) 1.1km(道路延長)	2,900㎡(店舗面積)
環境影響評価実施者		尼崎市(組合施行)	栃尾光男ほか2人、和光電気(株)	森松小太郎(株)大丸ピーコック	尼崎市	(株)ライフコーポレーション
事業概要		市街地開発事業	大規模小売店舗の建設	大規模小売店舗の建設	市街地開発事業 道路の建設	大規模小売店舗の建設
環境影響評価項目		交通 大気質 騒音 振動 悪臭 廃棄物 日影 風害 電波障害 景観 都市施設 安全性 計12項目	交通 大気質 騒音 振動 廃棄物 日影 電波障害 景観 文化財 都市施設 安全性 計11項目	交通 騒音 振動 廃棄物 日影 景観 電波障害 都市施設 安全性 計 9項目	交通 大気質 水質 騒音 振動 廃棄物 地盤変状 都市施設 安全性 計 9項目	交通 騒音 振動 廃棄物 日影 景観 電波障害 都市施設 安全性 計 9項目
実施計画書	公告日	平成3. 2.20	3. 7.19	7.11.28	8.10.15	9. 8.15
	縦覧者数(人)	31	9	14	56	8
	意見書数[人数]	4通 [ 4]	3通 [ 3]	2通 [ 2]	2通 [ 3]	なし
準備書	公告日	3. 7.20	3.11.26	8. 6. 5	9. 4.25	10. 3.16
	縦覧者数(人)	12	2	28	39	2
	意見書[人数]	なし	なし	8通 [ 8]	1通 [ 2]	なし
説明会	開催日	3. 7.31	3.12. 7	8. 6.18	9.5.11/5.15	10. 4. 4
		3. 8. 3	3.12.17	8. 6.22	9.5.18/ 5.20	10. 4.10
	出席者数(人)	39	14	14	127	18
公聴会	開催要請	なし	なし	なし	なし	なし
	開催日	-	-	-	-	-
	傍聴者数	-	-	-	-	-
	公述意見者数	-	-	-	-	-
審査書	公告日	4. 5.20	4. 4.23	9. 1. 7	9.10.27	10.10.23
	縦覧者数(人)	9	2	6	10	5
評価書	送付・公告日	4. 6.20	4. 5.19	9. 5. 6	9.11.17	11. 3.15
	縦覧者数(人)	4	2	10	8	1

表 - 174の続き 本市の環境影響評価制度の適用状況

開発事業の名称 区分		11	12	13	14	15
		上坂部三丁目地区再開発事業	(仮称)あまがさき緑遊新都心地区土地区画整理事業等	西武庫団地建替事業	(仮称)ホームセンターニ崎建設事業	兵庫東流域下水汚泥処理事業
規模		389戸	23ha(施行区域) 1.5km(道路延長)	2,350戸	17,000㎡ (店舗面積)	8.3t/時間 (処理能力)
環境影響評価実施者		藤和不動産(株)	尼崎市	都市基盤整備公団	(株)島忠	兵庫県
事業概要		住宅団地の建設	市街地開発事業 道路の建設	住宅団地の建設	大規模小売店舗の建設	下水汚泥焼却炉の更新
環境影響評価項目		交通 騒音 振動 廃棄物 日影 景観 風害 電波障害  都市施設  文化財 安全性  計11項目	交通 大気質 騒音 振動 廃棄物  文化財  都市施設 安全性  計 8項目	騒音 振動 廃棄物 日影 電波障害 風害 景観  植物  都市施設 安全性  計10項目	交通 大気質 騒音 振動 土壌汚染 廃棄物 日影 電波障害  景観  都市施設 安全性  計11項目	大気質 廃棄物 資源循環 地球温暖化 景観 人と自然の ふれあい活動 の場  計 6項目
実施計画書	公告日	9.11.25	10.11. 5	11. 5. 6	11. 7. 5	20.11.25
	縦覧者数(人)	12	9	5	9	5
	意見書数[人数]	なし	なし	なし	3通[3]	2通[2]
準備書	公告日	10. 6.25	11. 4. 5	12. 3.27	11.10.15	手
	縦覧者数(人)	7	7	15	13	
	意見書[人数]	35通 [56]	16通 [23]	5通 [ 5]	5通 [ 5]	
説明会	開催日	10. 7. 1	11. 4.14	12. 4. 9	11.11.11	続
		10. 7. 5	11. 4.17	12. 4.13	11.11.13	
	出席者数(人)	61	97	272	7	
公聴会	開催要請	2	なし	なし	なし	中
	開催日	10. 9.20	-	-	-	
	傍聴者数	20	-	-	-	
	公述意見者数	5	-	-	-	
審査書	公告日	11. 3.15	11.11. 5	12.12.15	12. 5.25	中
	縦覧者数(人)	11	15	9	4	
評価書	送付・公告日	11. 5. 6	11.12. 6	13. 2. 5	12. 6. 5	中
	縦覧者数(人)	6	1	4	5	